

諮問番号：令和元年度諮問第21号

答申番号：令和元年度答申第22号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、請求人の子（以下「本件児童」という。）について、次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 転入手続の際に役場の担当者が特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の再認定に係る手続をせず、受給日の支給に間に合わなくなったため、資格喪失とするように作為したもので、役場の担当者をかばう行為であり、到底受け入れられない。
- (2) 前回の診断書と比較しても大きな変化はなく、発達指数は前回よりも低いにもかかわらず、非該当になるのはこれまでの判定を覆すものである。
- (3) 知的障害等は8歳10か月レベルとされており、8歳の子供が日常生活に当たって援助なしで生活できるとは考えられず、手当の受給資格に十分に該当し得るものである。
- (4) 矯正視力が0.1、夜尿症、声門下狭窄による後遺症で声門の動きの制限等がある。
- (5) 夜尿症、ひきこもり、偏食等の問題行為があるが、本件診断書に記載されていない。
- (6) 照復用紙は簡易に作成されており、その内容は受け入れられない。本件児童及び陳述者がいない所で作成されたもので、正確性に欠ける。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 転入手続の際に役場からの説明に誤りがあり、手当の再認定届の提出に遅れが生じたが、原処分は請求人が提出した診断書（以下「本件診断書」という。）に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況により総合的に行ったものであり、違法又は不当な点はない。
- (2) 障害の認定は診断書によることとされているところ、本件診断書に記載された内容からは日常生活に著しい制限を受けていることを読み取ることができない。
- (3) 本件診断書には「知的には8才10ヶ月レベル」と記載されているが、「日

常生活能力の程度」は全て「自立」とされていることから、日常生活に著しい制限を受けていることを読み取ることができない。

(4) 矯正視力、夜尿症及び声門下狭窄による後遺症については、本件診断書に記載がなく読み取ることができない。

(5) 問題行為については、本件診断書には記載がなく、照復用紙では「無」とされている。

(6) 照復用紙は、本件診断書に記載漏れの項目があったことから、本件診断書を作成した医師（以下「本件主治医」という。）に照会したもので、本件主治医の責任において回答されるべきものであり、かつ、本件診断書を作成した時点での状況を確認しているものであるから、本件児童及び陳述者に再度確認すべきものではない。本件主治医が自署の上で提出しているものであり、その内容に誤りがあるということとはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師（以下「嘱託医」という。）の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされているところ、本件児童の障害の認定は、本件診断書に基づいて行われており、役場職員の説明の誤りによる届出の遅延を考慮して行われたものとは認められない。

また、本件診断書の記載内容から、本件児童は「特別児童扶養手当等の支給に関する法令施行令別表第3における障害の認定について」の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）の「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要」であるとは認められないことから、本件児童の障害の程度は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）別表第3に該当するとはいえない。

さらに、本件主治医に対する照会については、本件診断書に未記載の項目があったことから行ったもので、これに対する回答は本件主治医の責任において本件診断書を作成した時点での状況を確認しているものであるから、本件児童及び陳述者に再度確認するものではなく、当該回答の内容に誤りがあるということとはできない。

よって、原処分は、本件診断書の記載内容に基づき、嘱託医の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われていることから、これを違法又は不当とすることはできず、請求人の主張は採用することができない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年10月3日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

この点、厚生労働省は、平成26年度の手当等支給事務に係る指導監査において、これまで認定基準に該当するか疑わしい事例があり、手当の支給対象児童が全国平均と比較し多い状況にあるとして、処分庁（北海道知事）に対し、認定基準に基づく適正な審査については是正又は改善を要する旨の技術的助言（地方自治法第245条の4第1項）を行い、これを受けて、処分庁は、認定基準に基づく審査のなお一層の適正な実施について、所要の措置を講ずることとしたものと認められる。

そこで本件診断書及び本件診断書の未記載事項について本件主治医に照会した照復用紙をみると、本件児童は、「知的障害」を有しており、発達障害関連症状としての「言語コミュニケーションの障害」は「乏しい」とされている。また、要注意度は「随時一応の注意を必要とする」とされ、医学的総合判定は「軽度～中度」であるとされている。

しかしながら、DQは51で、知的障害の判定も「軽度」にとどまっており、意識障害・てんかん、精神症状並びに問題行動及び習癖はなく、日常生活能力の程度については、食事、洗面、排泄、衣服、入浴の項目はいずれも「自立」とされており、また、危険物の項目は「大体わかる」、睡眠の項目は「問題なし」とされ、これらの記載からは、本件児童が認定基準にいう日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度であるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童は障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められないというべきである。

また、請求人は、原処分が違法又は不当である理由として、原処分は手当の再認定に係る手続を怠った役場職員をかばう行為であること、前回の診断書と本件診断書に大きな変化はないこと、知能障害等は8歳10か月レベルで援助なしで日常生活を送れるとは考えられないこと、本件児童は矯正視力が0.1、夜尿症、声門下狭窄による後遺症で声門の動きの制限等があること、夜尿症、ひき

こもり、偏食等の問題行為が本件診断書に記載されていないこと、並びに照復用紙は本件児童及び陳述者がいない所で簡易に作成されており正確性に欠けることを主張する。

しかしながら、照復用紙は、本件診断書の未記載事項を補完すべく、本件主治医にその内容を確認したものであって、本件主治医が自署の上で記載しているのであるから、本件児童に係る手当の認定に当たり、本件診断書に加えて照復用紙を用いたことに違法又は不当な点はない。また、手当の認定は特別児童扶養手当認定診断書に基づき判断されるものであるところ、本件児童に係る手当の認定についても本件診断書及び照復用紙に基づき判断されているのであるから、請求人の主張を採用することはできない。

なお、処分庁（北海道知事）は、手当の認定に関し、認定基準に基づく適正な審査については是正又は改善を要する旨の厚生労働省からの技術的助言を受け、法の趣旨にのっとった運用をしていることが認められるところ、本件診断書に基づいて、本件児童が日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度であるとまではいえないとした嘱託医の判定に基づく処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子